



八 監 第 4 3 2 号
令 和 3 年 2 月 1 7 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による健康福祉部の
監査を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

健康福祉部

- (1) 健康福祉課（福祉総合相談室，市営霊園を含む。）
- (2) 生活支援課
- (3) 長寿支援課（地域包括支援センターを含む。）
- (4) 障害者支援課（障害者福祉センター，児童発達支援センターを含む。）
- (5) 健康づくり課（保健センターを含む。）
- (6) 国保年金課

3 監査の範囲

令和2年度（令和2年11月末現在）における健康福祉部の財務事務及び事務事業（一部，過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況，事務事業の執行状況，補助金交付事務の状況，契約事務の状況，財産の管理状況について，合規性及び効率性を主眼に，過去の監査結果等を勘案し，想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し，その有効性を評価するとともに，当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを，証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和2年11月16日から令和3年2月17日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は，関係法令等及び予算目的にのっとり執行されており，おおむね適切であると認められた。

なお，監査対象機関ごとの所見（要望事項）は，次のとおりである。

所見

対象機関	区 分	内 容
健康福祉課		特に指摘，要望する事項はない。
福祉総合相談室		特に指摘，要望する事項はない。
市営霊園		特に指摘，要望する事項はない。
生活支援課		特に指摘，要望する事項はない。
長寿支援課		特に指摘，要望する事項はない。
地域包括支援センター		特に指摘，要望する事項はない。
障害者支援課	要望事項	<p>1 障害者（児）に対する市単独の扶助費について</p> <p>障害福祉サービスや障害児支援に係る給付額の増加等により，障害者（児）に対する扶助費の一般財源支出額が年々増加しており，今後も同様の傾向が見込まれている。</p> <p>このような現状を踏まえ，持続可能な障害者（児）施策を推進するため，障害者（児）に対する国や県の制度に基づかない市単独の扶助費については，他団体と比較検証を行うなど，制度の内容を検討されたい。</p> <p>（令和元年度監査 要望事項）</p> <p>上記の令和元年度監査における要望事項を踏まえ，引き続き制度の内容を検討されたい。</p>
障害者福祉センター		特に指摘，要望する事項はない。
児童発達支援センター		特に指摘，要望する事項はない。
健康づくり課		特に指摘，要望する事項はない。
保健センター		特に指摘，要望する事項はない。
国保年金課	要望事項	<p>1 国民健康保険料の収納率の向上について</p> <p>国民健康保険料の現年度と滞納繰越を合計した全体の収納率は，平成23年度から毎年度上昇しており，滞納繰越の収納率は県内市町村において上位となるなど，収納率の向上に対する取組が一定の成果を上げている。</p> <p>しかしながら，現年度の収納率は県内市町村において下位となっており，県が設定した目標収納率を下回っている。また，収納率の向上により，保険者努力支援分として国から交付金が交付されること，さらに，国民健康保険の広域化により，これまで以上に収納率の向上が国保財政の安定化に寄与することから，現年度の収納率の向上に努められたい。</p> <p>（令和元年度監査 要望事項）</p> <p>上記の令和元年度監査における要望事項を踏まえ，引き続き現年度の収納率の向上に努められたい。</p>